

第41回 防衛省
政策評価に関する有識者会議

令和4年8月10日

- 山谷座長 ただいまから第41回防衛省政策評価に関する有識者会議を開催します。皆様、本日は御多用のところ出席いただきまして、ありがとうございます。
- 本日の会議は、事前の御案内のように、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン会議となりますが、どうぞよろしくお願ひします。
- 議事に入る前に、事務局より御挨拶があります。よろしくお願ひします。
- 山口企画評価課長 大臣官房企画評価課長の山口と申します。7月1日に着任しました。本日はよろしくお願ひ申し上げます。
- これより、石川政策立案総括審議官より御挨拶を申し上げます。
- 石川政策立案総括審議官 先生方、おはようございます。政策立案総括審議官に7月1日付で着任しました石川です。よろしくお願ひします。
- 本日は、官房長の芹澤が不在にしていますので、私が代理を務めさせていただきます。
- 本日の会議においては、租税特別措置に係る事前評価及び目標管理型の政策評価として令和3年度のモニタリングについて御審議をいただきます。政策評価は、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、国民の皆様への説明責任を果たすという観点から実施が求められるものです。防衛省としても、政策評価の結果を適切に政策に反映させる考えです。
- また、政策評価を客観的かつ充実したものとするためには、委員の先生方から率直な御意見をいただくことが非常に重要であると考えますので、委員の先生方には、幅広く、そして忌憚のない御意見を承りますことをお願い申し上げ、私の御挨拶とします。本日はよろしくお願ひします。
- 山口企画評価課長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。
- 座長、よろしくお願ひ申し上げます。
- 山谷座長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。
- まずは、事務局から説明をお願いします。
- 新評価班長 事務局の企画評価課の新から御説明します。
- 資料の議事次第を御覧ください。議題は2つあります。1つ目が「令和4年度政策評価書（事前評価）について」、2つ目が「目標管理型の政策評価（モニタリング）について」です。
- 本日は、オンライン会議をスムーズに進行させるため、委員の皆様方から事前に御質問、御

意見を頂戴し、回答については会議資料として配付しています。これより担当部署から評価対象事業の概要について御説明しますので、追加の質問や御意見等ありましたら、適宜御発言いただきますようお願いいたします。

なお、御発言に当たっては、お名前を名乗っていただき、座長からの指名を待つて御発言いただきますようお願いいたします。

本日御説明します評価書について、委員の皆様からいただいた御意見等については、有識者の意見として評価書に記載することとします。なお、会議は11時15分までを予定しています。

それでは、議題1の「令和4年度政策評価書（事前評価）について」の説明に入ります。

令和4年度政策評価の事前評価について、例年実施している事前評価における新規研究開発に関する事業については、概算要求時にその詳細が決定していないことから、予算編成過程において金額等の詳細が明らかになった際に、必要に応じて御審議いただくことを考えています。

また、租税特別措置等においても、経済産業省主管の継続要望1件について、主管省庁において政策評価書の作成作業に時間を要していることから、主管省庁からの連絡があり次第御審議いただきたいと考えています。そのため、本日は租税特別措置等2件が評価対象となっています。こちらについては、新規要望1件、継続要望1件の計2件が評価対象となります。それでは、資料1の1ページを御覧ください。

継続案件の航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長につきまして、地方協力局地域社会協力総括課から御説明をお願いします。

○比内防音対策調整官 地方協力局地域社会協力総括課の比内と申します。よろしく申し上げます。私から、航空機騒音対策事業移転措置における事業用資産の買換え等の特例措置の延長について説明します。

資料1の21ページを御参照ください。

移転措置事業のロジックモデルをベースに御説明します。

事業の概要です。航空機騒音対策事業の移転措置は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、防衛施設周辺の航空機騒音の障害が特に著しい地域において、所有者から希望があれば建物等の移転補償や土地の買入れを行っています。

現状の課題ですが、航空機騒音障害区域に所在する事業用資産を移転する場合、移転補償金等は譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、資金の目減りが生じ、従前の資産

と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することにつながり、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することになります。したがって、航空機騒音障害区域外への移転を容易にするため、事業用資産の買換え等の課税特例措置により、譲渡所得に係る法人税等の一時的な経済負担を軽減する必要があります。

アウトプット（活動目標）として、今般、令和5年3月に法人税、そして同年12月に所得税の租税特別措置法上の特例措置の適用期限が到来することを受け、この移転措置を引き続き推進していく観点から、適用期限をそれぞれ3年延長することを要望しています。

令和4年3月末時点において、航空機騒音障害区域において、まだ移転ができていない建物は約11,400戸、土地は約5,500haです。そのうち事業用資産について希望しているのは建物が51戸、土地は29.1haで、これらの移転等の促進を図ることが必要です。

インプットですが、ロジックモデルの表左側に記載していますが、移転措置事業に係る予算については、前回政策評価を実施した令和元年度の予算額が約44億円だったのに対して、令和2年度以降、令和4年度までの3年間においては、予算を増額し、その促進に努めてきたところです。

その右がアクティビティになります。前回の政策評価の目標の達成状況についてですが、事業用資産の移転の補償等について所期の目標である建物31戸、土地61.3haに対し、令和2年度から令和4年度までの3年間において建物68戸、土地45.6haの移転の補償等を実施したところです。これは4年度の予定を含んでいます。

土地の買入れについては、所期の目標に達していない状況ですが、これは移転希望者と隣接する地権者との調整が難航したりということがあり、移転希望者の事情により達成できなかったという状況です。

達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果を確認するため、前回政策評価を実施した令和元年度から令和3年度に移転等を実施した方を対象にアンケート調査を実施しました。約8割の方から回答をいただいて、回答を未記入とされた方もいらっしゃいますが、その回答いただいた約8割の方から、租税特別措置は効果的という回答をいただいたところです。

移転の補償等の実施状況や、移転を実施した方からのアンケート調査の結果を踏まえると、本特例措置により事業用資産の所有者の移転に伴う経済的負担を軽減し、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進するという目的が達成できたものと考えています。

アウトカム（成果目標）ですが、航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して、本特例措置により事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し、航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで移転の補償等の促進を図り、特定の地域の住民が受けている不利益を是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することになります。このため、事業用資産の買換え等の課税の特例措置は必要不可欠であり、延長を要望するものです。私の説明は以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。ただいまの御説明及び事前質問等への回答について、委員の方々から御意見ありましたらお願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございました。大変丁寧に御説明いただいて、内容がよく分かり、非常にありがたいと思っています。

御質問ですが、これは租税特別措置の事前評価という建て付けでよろしかったでしょうか。

○比内防音対策調整官 委員のおっしゃるとおり事前評価ということです。

○南島委員 承知しました。結果の話もしていただきましたが、過去の実績を踏まえて事前評価をされたということで理解しました。ありがとうございます。

○山谷座長 南島委員が今おっしゃったように、過去の実績があるのでさらに次年度以降も要望すると、こういう理解だと思います。

○佐藤（丙）委員 この特例措置の延長に問題はないと思います。しかし、この措置をいつまで続けるかという問題も同時に検討すべきだと思います。特例措置には移転を促進する効果があることを期待しますが、特例措置があるにもかかわらず移転しない事業者の存在も想定されます。となると、事業者が準備できるまで特例措置を延長し続けるというのが、果たして責任ある政策と言えるのかどうか疑問を持ちます。目標を設定するのは難しいですが、将来的にこの特例措置を何年度ぐらいまで、どの程度の時間延長することを想定されているのかについて、御意見いただければと思います。

○比内防音対策調整官 現時点ではいつまでという期限を設けてはいないですが、ただ、現状として希望者がいらっしゃることもあり、希望者がいらっしゃる中でこの特例措置をやめてしまうと、その方に対する不利益が生じてしまうことがありますので、事業者で移転を希望する方の状況を見ながら考えていく必要があるかと思っています。

○山谷座長 佐藤丙午委員、いかがでしょうか。

○佐藤（丙）委員 そうすると、希望を出し続ける限りにおいては特例措置を延長することになると、実際その土地を諦めるなり、別のところで事業を展開することを延ばせば延

ばすほど、この制度は延長され続けなければいけないこととなります。いろいろな事情があるのは分かりますが、状況次第によっては、時間を区切って、移転期限を設定する方策を考えてもいいのではないかと思います。

○比内防音対策調整官 確かに委員おっしゃる御意見もごもっともなところですが、移転措置自体は積極的に国から働きかけるものではなく、相手方の希望を踏まえて対応している状況ですので、委員の御意見をどのように反映できるのかは担当としても考えてみたいと思いますが、現状としてはなかなか難しいと思っています。

○佐藤（丙）委員 了解しました。分かりました。ありがとうございます。

○山谷座長 ほかの委員の方がいかがでしょうか。

○松尾委員 今後3年間延ばすというお話だったのですが、今こちらに活動目標として書いてある戸数は合計で51戸、土地については29.1haということが書いてあります。これについては、現状の希望者については全て記入されているという数でよろしいでしょうか。

○比内防音対策調整官 今、委員御指摘の活動目標の年度別の数字は、現在希望されている方の数字です。

○松尾委員 ということは、この数の方が先ほど事業の関係で延びたという話もありましたけれども、そんなことがなければ後は大体これで収まることになる予定で、後で希望するというある一定の条件はあるかと思いますが、先ほどの質問とも関わりますが、後で希望する人も増え得るといった状況なのかどうか、お知らせいただけますでしょうか。

○比内防音対策調整官 対象になっている方はいらっしゃると思いますが、まだ御希望されていないという方はいらっしゃるもので、今後これから希望される方というのは考えられるところですが、ただ、条件がありますので、誰でも希望できるというものではありません。

○松尾委員 分かりました。以上です。

○山谷座長 よろしいですか。では、次の説明に移りたいと思います。次、お願いします。

○新評価班長 続いて、資料1の22ページを御覧ください。新規要望の防衛産業のサイバーセキュリティ強化経費に係る法人税額の特別控除等の新設について、防衛装備庁装備政策部装備政策課から説明をお願いします。

○古川課長補佐 御紹介にあずかりました防衛装備庁装備政策課の古川と申します。防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化に係る是正措置について御説明します。ポイントを絞って要点を御説明したいと思います。

お手元の資料の27ページ、ロジックモデルに基づいて御説明します。

まず、一番上のところに政策目的と書いてあります。自衛隊の使っている装備品等の開発、製造、維持、整備等の事業というのは、契約に基づいて、民間の事業者——これを防衛産業と呼んでいます——が行っているところです。こうした防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクというのが近年著しく増大しています。ニュースでも報道されていますが、不正アクセスによる情報の窃取といったものが盛んに行われています。その攻撃も、特に海外拠点など民生事業部門を経由して、さらにその社内のネットワークを経由して防衛事業部門に至って、そこから情報を盗み出されるという構図になっています。ですので、防衛産業におけるサイバーセキュリティというものを、単に防衛事業部門のみならず、民生事業部門を含めて全社的に強化していく必要があると考えています。

目的として、これによって安全性、信頼性の高い装備品を我々が安定的に供給を受けることができるようになり、それによって自衛隊の任務遂行が確実なものとなって、ひいては我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つということが達成されると、そういうことを目的に置いています。

次の段ですが、現状・課題というところに、サイバー攻撃のリスクが増大していて、特に民生事業部門から入って社内ネットワークを介して防衛事業部門に達してしまうという攻撃の態様があります。ですので、我々、現状としては、防衛装備品の調達に当たって求めるサイバーセキュリティ基準というものを新たに策定して、この基準に基づく対策を取っていただくことを契約上求めているところです。

ですが、そのサイバー攻撃というのは日々高度化、巧妙化していますので、被害を防ぐために、先ほど申し上げた契約で求める範疇を超えて、その企業全体として全社的な対策を取っていただくことが重要であると認識しています。

これに対して講じていく措置というのは、特に今回御説明する租税特別措置ということですが、減収見込額をインプットに記載しています。これも新規の要望ですので、統計値等を用いて推計した値を記載してあります。また、補助金ですとか、あるいは装備品の調達額——契約によってお支払いをしている金額、こういったものがサイバーセキュリティ体制の強化という観点から関連するインプットになってくるであろうと。その上で、アクティビティ（施策の概要）ですが、これは今回租税特別措置というのを記載しています。

補助金は、今年度、予算要求の関係でインプット等を検討中としました。

こうした租税であるとか、あるいは補助金といったものは、事業者から設備投資の計画を受けて、防衛省の側が認定した対象者に対して講じていくという施策を設けようとするもので

す。

アウトプット（活動目標）ですが、どの程度活用が進んだかというもの、これも推計値として適用目標額、適用目標件数を記載しています。この適用目標件数というのは、適用目標額を割って逆算して計算しているものです。

アウトカム（成果）です。こちらは、先ほど申し上げた政策目的に照らして最終的には自衛隊の任務遂行が確実なものとなる、そしてインパクト（社会への影響）としては、大綱・中期防に記載されたことが達成される、そういう流れとなっているわけです。

概要の御説明は以上のとおりですが、事前に御質問をいただいているところについて回答したいと思います。

回答のページを御覧いただきたいと思います。

1つ目です。産業全体の売上高の算出方法が防衛産業の売上高と同じかというお尋ねです。すなわち、防衛産業全体の売上高として記載している値が産業全体の10%を占めているのは違和感があるとの御質問がありました。

まず、防衛産業全体の売上高として記載している値133兆円、これも推計値ですが、これは装備品のサプライチェーン、直接的に、あるいは間接的に、防衛省との契約関係にある事業者全体の民生事業部門を含む売上高の合計値を指しています。

これ何を申し上げているかといいますと、防衛産業といっても防衛装備品のみを作っている事業者が多いわけではなくて、同じ事業者の中で民生事業も多く行われているわけで、こうした民生事業部門を含めた売上高の合計値を指しています。

さらに、装備品のサプライチェーンの中に、1品目当たり千社であるとか数千社といった規模で事業者が参画しているということは、サンプル的に調査を行って分かっているところです。今、我が国の製造業の全体として、大体70万社程度の事業者があるということを考えますと、装備品全体のサプライチェーンにおいて数万社以上の事業者が入っていると考えられます。ですので、10%を占めるという推計値についても、必ずしも過大となっているわけではないと考えています。もちろん今後実績が出てきましたら、より精緻な推計を行っていきます。

2つ目、1社当たり1,000万円の設備投資と推計した根拠は何かという御質問がありました。これは一定の目安額として設けているもので、そもそも減収額であるとか対象額の推計値というものを総額として求めた上で、この一定の目安として設けた1,000万円で割って対象件数を求めている関係上の一定の目安額です。

その算出の根拠として用いたのが、2014年と少し古いのですが、その際の我が国の民間企業におけるサイバーセキュリティ投資額の平均値が、1社当たり2.1億円であるというレポートがありました。こうしたところと、本件の税制の対象がソフトウェアを含む設備であるということ、さらに産業一般に対して求められる対策は企業全体で取っているもので、防衛事業に必要な我々が定めた基準に基づく上乗せ分であるといったことを考慮して、仮置きで1,000万円として置かせていただいているところです。

3つ目です。サプライチェーンの多くは防衛省と直接契約はないと思うがどういう方法で提案を受けるのかという御質問です。こちらは新たな制度を設けようと考えているところで、直接契約の有無によらず、防衛産業に含まれている民間事業者から設備投資の計画を防衛省として受け付けて、これを審査して要求を満たすと、先ほどの防衛産業サイバーセキュリティ基準というものを満たす投資であるということを確認した場合において、この事業者を認定し、所得の対象とする、そのような制度の創設を検討しているところです。ですので、契約に基づいてというわけではなくて、当該認定制度の下で検査を行っていく、実際そのとおりになっているか確認していくということを考えているところです。

4つ目です。設備投資の5%の特別控除を認めるというのは大きなインセンティブにならないのではないかという御質問です。こちらは他の租税特別措置等を踏まえて5%としているところですが、御指摘のとおり、セキュリティ対策に強力なインセンティブをもたらすということは我々も当然重要であると考えています。本件の税制も含め、契約金額にしかるべき金額を積む、あるいは補助金を講じていくなど、様々な政策ツールを用いて推進していくことを考えているところです。

5つ目です。政策評価書の中に書いてある2兆円という国内装備品等調達額は国内実績のことかとの御質問です。これは御指摘のとおりです。1.9兆円を2兆円と丸めて記載しているところです。

○山谷座長 それでは、ただいまの説明、事前質問等への回答について、御意見ありましたらお願いします。

○佐藤（丙）委員 回答をお願いする訳ではありませんが、質問させてください。一言でサイバーセキュリティといっても、いろいろなレベルがあると思います。防衛産業において求められるものと、防衛産業を抱える企業の民間部門に求められるサイバーセキュリティのレベルは違うと思います。そのレベルの差に応じた必要額の差というのは、実際のところどの程度存在するのかという純粋な疑問があります。さらに、少しでも防衛産業に関わることがあ

る企業であれば、当該企業の民間部門に対しても、サイバーセキュリティに関する体制強化のための税制上の措置が期待できるのかという疑問があります。つまり、税制上の優遇措置の対象が明確でないような印象を持ちます。

例えば企業の売上げの10%以上防衛省との取引がある場合は、それ以外の民間部門においてもサイバーセキュリティ対策の強化のために租税上の特別措置を受けることができるのでしょうか。一定の基準があるのかどうか伺いできればと思います。

○古川課長補佐 お答えします。明確なお答えができるところではないですが、1つ目の御指摘に関して、レベルの違いに応じた対象額の差異というものもしっかりと検討していきたいと考えているところです。今、推計値として出している値が精緻なものではないと我々も認識していて、実際に企業からの見積もり、こういった規模感の投資が実態上あり得るのか、あるいは既に現状取られているのか等詳しく聞き取りを行って、それをさらにこの要求の精査につなげていきたいと考えているところです。

2つ目、どの程度防衛装備品に関連する事業を行っているかという点ですが、まさにこれが非常に重要なところで、防衛整備品のサプライチェーンの中にも、一般民生品と申しますか、汎用品というのは多数使われているところです。そういったところにまで同じようにセキュリティ基準を設けていくのか、実はまだ確たる答えは持っていないところですが、重要な御指摘でして、我々も問題意識として共通しているところです。その制度の作り込みに当たっては、明確な基準を示していけるようにしたいと考えています。

○佐藤（丙）委員 どうもありがとうございます。防衛産業に少しでも関われば税制上の措置を受けられるということの一つインセンティブとして、防衛産業の裾野を広げるということが含意としてあるのかと思ったもので、そのような質問をさせていただきました。

○山谷座長 本件に関して、ほかに御質問、コメントございますか。よろしいですか。それでは、次の議題、説明をお願いします。

○新評価班長 続いて、議題2の「目標管理型の政策評価（モニタリング）について」を御説明します。

基本計画に定めた「防衛省の政策評価における政策体系」に示されている23施策について令和3年度の実績について取りまとめたものであり、前回の有識者会議において「目標管理型の政策評価書」を御審議いただいた際、御説明した内容と重複するため、説明は割愛します。

なお、事前に質問いただいた内容については、配付資料を御確認ください。その他御質問等

ありましたら、後日対応したいと思いますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い致します。

○山谷座長 ありがとうございます。それでは、本日の議題は全て説明が終わりました。追加の御質問、あるいはコメントはございますか。

○南島委員 いろいろ御説明ありがとうございました。1件だけ確認ですが、大綱・中期防の改定が予定をされているということです。事前分析表を出していただきました。新しい方針が出ますと、内容が変わってくる部分もあるかと思えます。その内容が変わった場合に改定の必要等があるのか。政策評価の実施計画の改定も多分あると思えますけれども、そのあたりの手続について簡単に教えていただければと思います。

○新評価班長 御質問ありがとうございます。企画評価課の新です。今、議論されている新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が作成された場合には、政策の目標等は変わることになりますので、新たに政策評価に関する基本計画を作成することになるものと考えています。その中で、また新たな政策体系を定めていく形になりますので、新たな基本計画における目標についても検討していく形になるところです。

○南島委員 ありがとうございます。したがって、事前分析表も変更されていくということになると思えます。そのあたり方針の変更が予定されていますので、つつがなく評価実施、評価書の取りまとめに入れるように調整していただくことをお願い申し上げておきたいと思えます。

○山谷座長 ありがとうございます。ほかの委員何かありますか。

質問等ございませんでしたら、今回の会議での発言内容、その他に関しては、これまでどおり事務局が発言者のお名前を明記した形で議事録を作成し、委員の皆様の御了解を得て防衛省のホームページにおいて公表することとしたいと存じますが、御了解いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

○山谷座長 ありがとうございます。それでは、事務局から何かありますか。

○山口企画評価課長 審議を終えるに当たり、石川政策立案総括審議官から一言御挨拶を申し上げます。

○石川政策立案総括審議官 先生方、本日は御多用のところ会議に御出席いただきまして、また貴重な御意見を多数いただきまして、大変感謝を申し上げます。

先生方からいただきました御意見については、評価書に反映しますとともに、防衛省における様々な施策に活用したいと考えています。

防衛省における政策評価を充実させ、各種の施策の推進に努めていきますので、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○山口企画評価課長 ありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、評価書に記載することといたしますので、事務局で意見を取りまとめた上で、後日委員の皆様にご照会したいと思います。よろしくお願いいたします。

また、評価書等の修正が発生した場合は、その要否も含めて座長と御相談し、委員の皆様方に御連絡をしたいと思います。

冒頭にもありましたが、新規の研究開発関連について、額が確定した段階で、新規の研究開発における10億円以上の事業に該当する事業があった場合には、改めて御意見を承る機会を設けたいと考えています。また引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山谷座長 それでは、これで防衛省政策評価に関する有識者会議を終了します。どうもありがとうございました。

午前11時20分 閉会